

# 第19回 まちづくり委員会 事項書

平成28年8月24日(水) 午後7時～  
小山田地区市民センター会議室

【時間配分の目安】

1. 会長あいさつ

[5分]

2. 勉強会(市より制度等の説明)について

[30分]

1) 農水振興課分からの説明

・農業振興地域(農業振興地域整備計画)について

・農業者への支援について

・農産物への獣害対策について

へ79-72  
4600平方  
3500

あり

2) 農水振興課への質問

[20分]

3) 都市計画課からの説明

○市街化調整区域の土地利用について

・マスタープランについて

・開発許可制度について

・地区計画制度について

[30分]

田中  
清志

4) 都市計画課への質問

[20分]

3. その他(次回の日程、連絡事項など)

[5分]

【今後の予定】 次回の役員会 平成28年 9月12日(月) 午前9時30分～  
次回のまちづくり委員会 平成28年 9月28日(水) 午後7時～

優良農地の確保と有効利用を目指して

# 農業 振興地域制度 のあらまし

新版

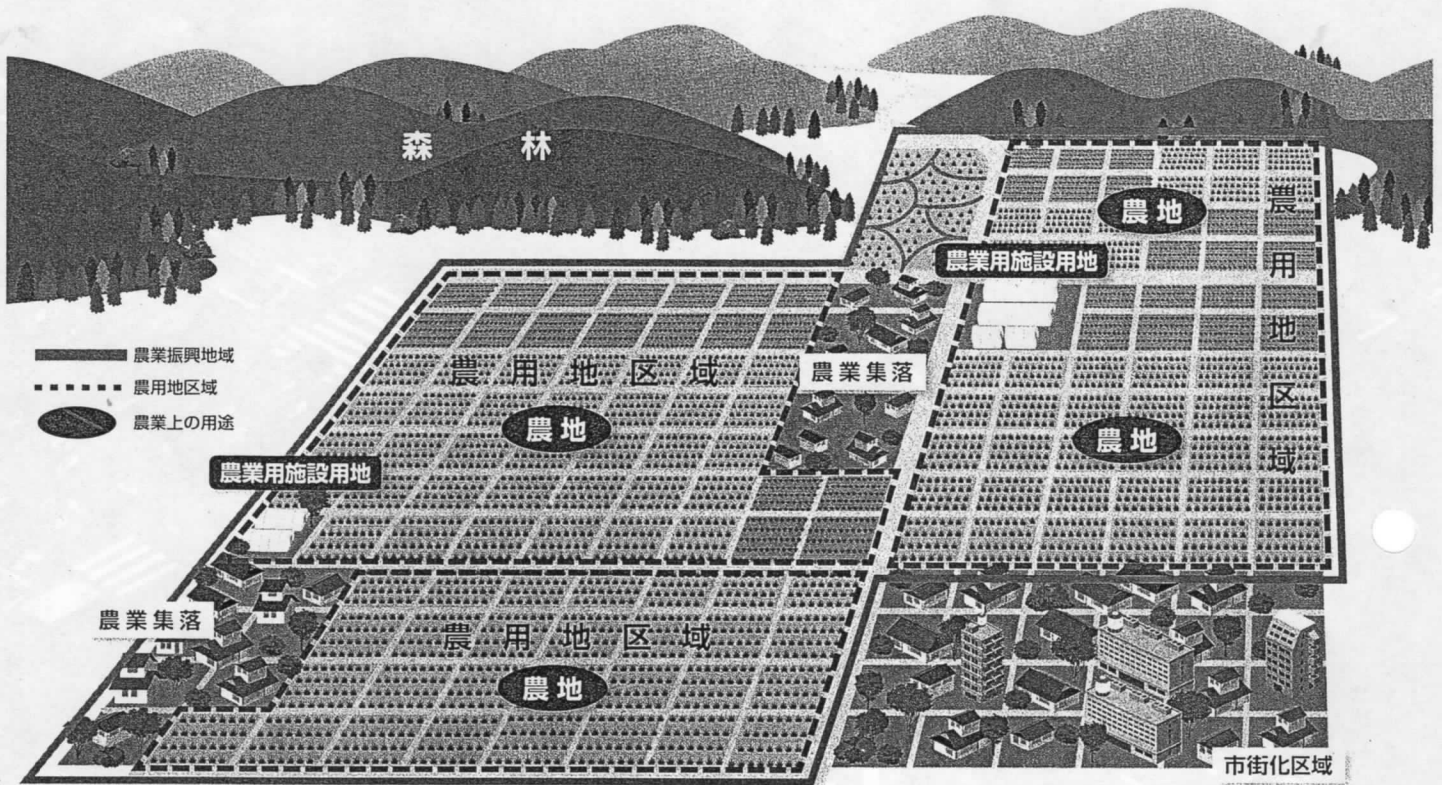


26年文

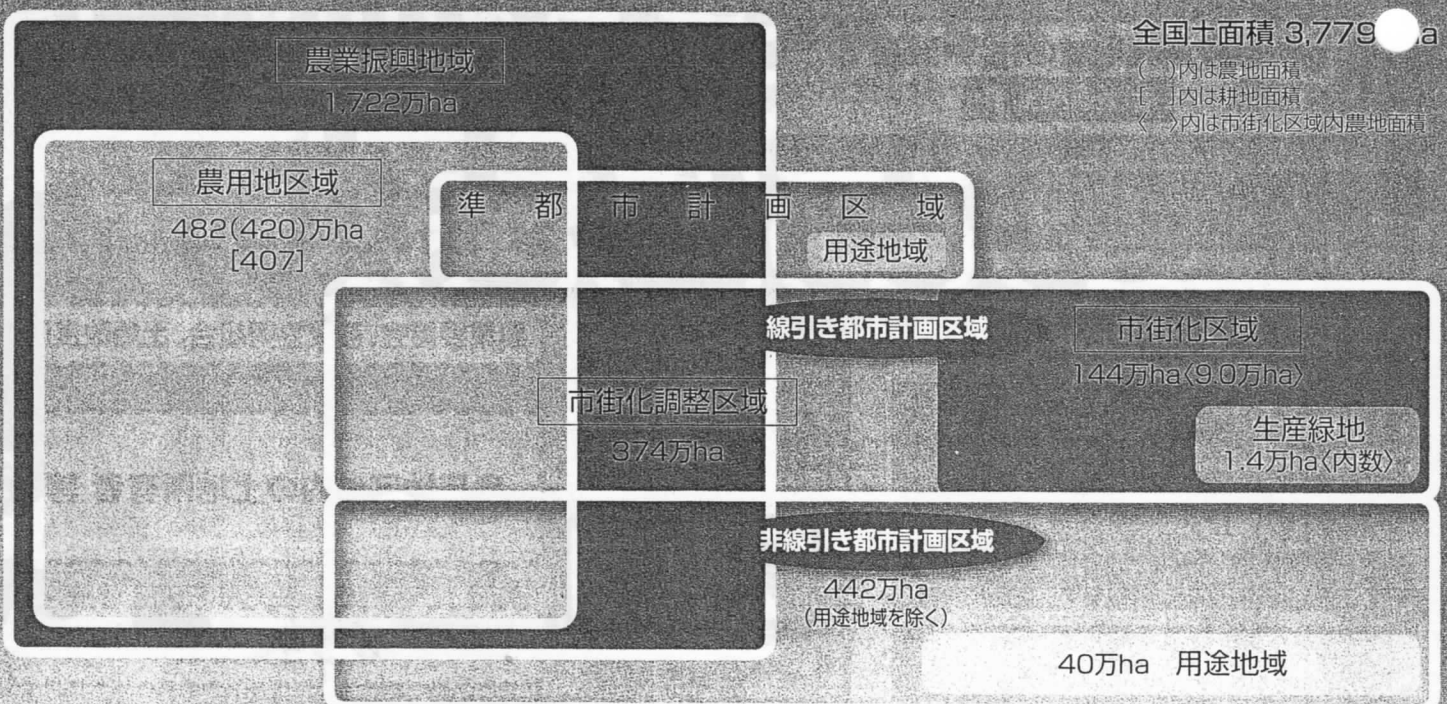
# 農業振興地域とは

≡ 市街化調整地域

農業振興地域は、総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として都道府県知事が市町村ごとに指定する地域です。



## 農振法及び都市計画法による土地利用区分



資料:国土交通省都市・地域整備局「都市計画年報」(平成21年)、総務省自治税務局「固定資産の価格等の概要調査」(平成20年)及び農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課調べ(平成21年)

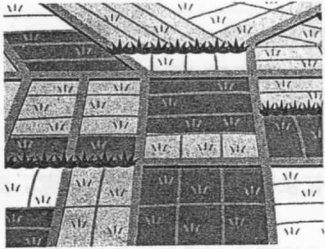
# 農用地区域とは

農用地区域は、市町村がおおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として設定した区域です。また、農用地区域内にある土地の農業上の用途を区分して定めます。

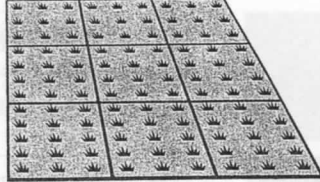
## 農用地区域に設定すべき土地

次のような土地は、農用地区域に設定することとなります。

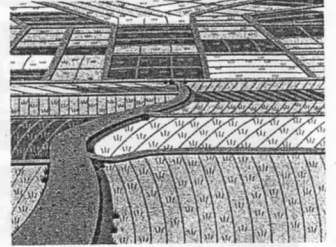
### ① 10ha以上の集团的農用地



### ② 土地改良事業等の対象地

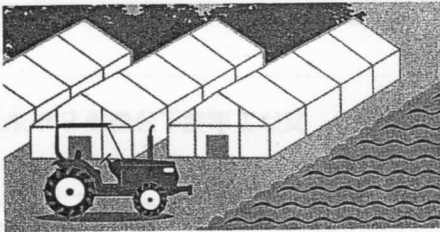


### ③ 土地改良施設用地



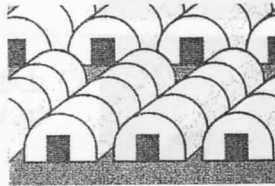
### ④ 農業用施設用地

(2ha以上のもの又は①、②に隣接するもの)

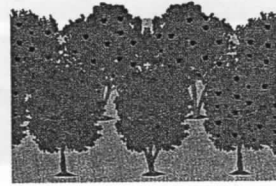


### ⑤ 地域の農業振興を図る観点から農用地区域に含める必要がある土地(例)

野菜団地



果樹団地



棚田

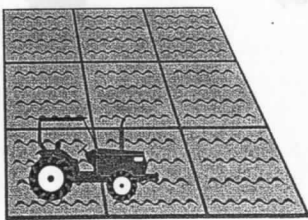


## 農用地区域内の土地の用途区分

### ●用途区分の種別

農用地区域内の土地については以下の農業上の用途が指定されます。

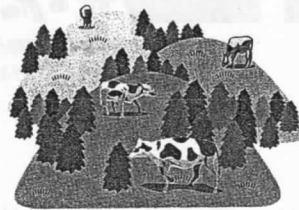
#### ① 農地



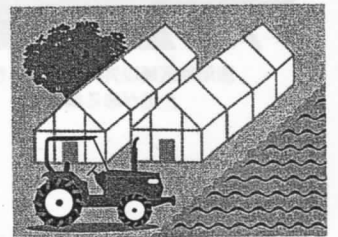
#### ② 採草放牧地



#### ③ 混牧林地



#### ④ 農業用施設用地

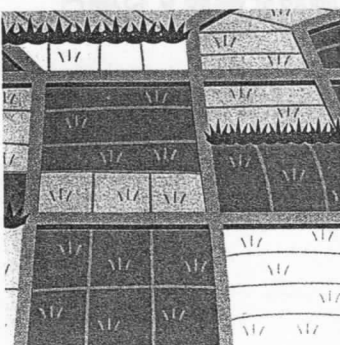


※土地改良施設用地については、当該土地に隣接する上記①～④の用途区分に従い指定

### ●特別な用途の指定

農用地区域内の一定の区域における当該区域の特性にふさわしい農業の振興を図るために必要と認められるときは、通常の用途の範囲内で更に細分化して指定することができます。

#### 農地(例)



高生産性農業区域

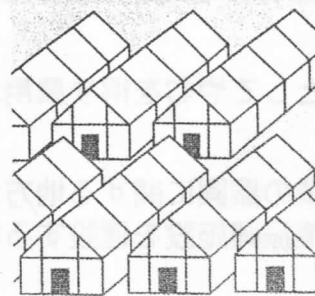


市民農園区域

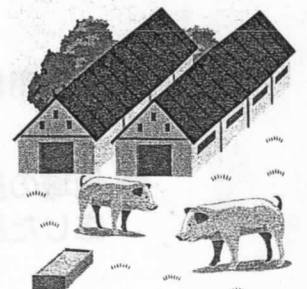


棚田

#### 農業用施設用地(例)



温室団地

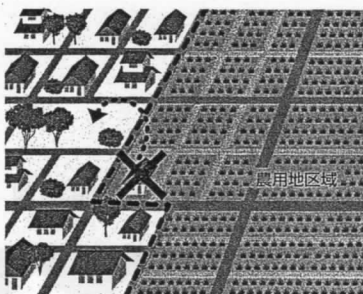


養豚団地

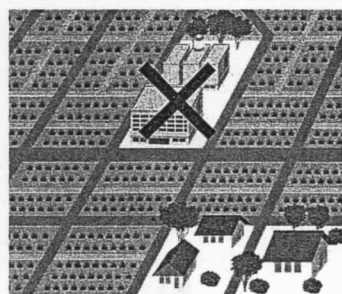
# 農用地区域からの除外の基準

農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するときは、優良農地を確保し、また、地域の営農環境等に支障を及ぼさないなどの観点から、次の5つの要件をすべて満たす必要があります。

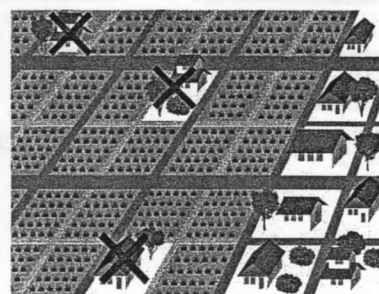
- |  |  |
|--|--|
| <p><b>1</b> 農用地等以外に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の土地利用等の状況からみて、不要不急の用途に供するものでなく、かつ、通常必要と認められる規模であること</li> <li>○ 農用地区域以外の土地において代替する土地がないこと</li> </ul> |
| <p><b>2</b> 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと</p>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周辺部の営農環境に支障が生じないこと</li> <li>○ 農用地の集団性を損なうものでないこと</li> <li>○ 土地利用の混在が生じないこと</li> </ul>                 |
| <p><b>3</b> 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営規模の大幅な縮小により、安定的な農業経営に支障が生じないこと</li> <li>○ 経営する一団の農用地の集団化が損なわれないこと</li> </ul>                        |
| <p><b>4</b> 土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと</p>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ため池、農業用排水路等の<sup>きそん</sup>毀損や用排水の停滞、汚濁水の流入等が生じないこと</li> </ul>   |
| <p><b>5</b> 農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること</p>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土地改良事業実施中、又は工事完了公告後8年未満ではないこと</li> </ul>  |



農用地区域以外に代替すべき土地がある場合



集団農地の中央部の除外  
(縁辺部でも農地の集積に支障がある場合)



虫食い的な除外



その他、以下の場合に、農用地区域に含めない土地として除外できます。

- ① 土地改良法に基づく非農用地区域を設定する場合
- ② 優良田園住宅建設促進法に基づく優良田園住宅を建設する場合、農村地域工業等導入促進法等の地域整備法に基づく計画に位置付けられた施設を建設する場合
- ③ 公共用地としてやむを得ず農用地区域内の土地をあてる必要が生じた場合
- ④ 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に定められた当該地域の特性に応じた農業振興施設を建設する場合
- ⑤ 農業振興地域整備計画に定められた施設を建設する場合

# 農業振興地域整備計画の変更

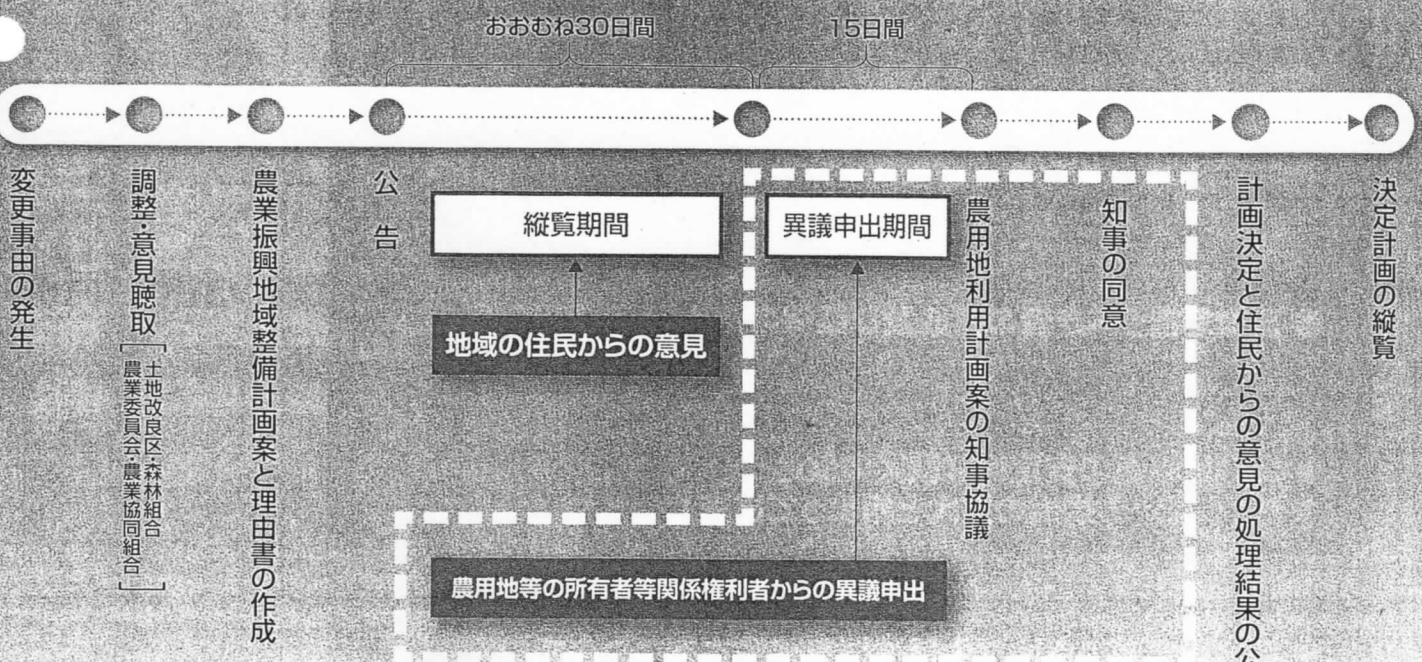
市町村は、以下のような場合には農業振興地域整備計画を変更することとなります。

- 1 都道府県の農業振興地域整備基本方針が変更されたとき
- 2 農業振興地域の区域の変更が行われたとき
- 3 おおむね5年ごとに行う基礎調査の結果により変更の必要が生じたとき
- 4 経済事情の変動その他情勢の推移により変更の必要が生じたとき  
(鉄道の駅、高速道路のインターチェンジの設置等による都市化の進展など)

3の基礎調査の結果による計画的な変更については、農用地利用計画(農用地区域への編入、除外、用途変更)及び農業振興のマスタープラン全般について点検・検討し、計画の変更の必要性を判断して行われます。

## 変更の手続

農業振興地域整備計画の変更にあたっては、①農用地区域内の土地は開発行為の制限等を伴うこと、②計画の変更は周辺の営農環境や農業振興施策の推進等への支障がないよう判断される必要があることから、関係権利者への周知や意見を聞く機会を賦与するとともに、行政計画策定・変更の公正性・透明性の確保の観点から以下のような手続が必要となります。



- (注) ● は農用地利用計画の決定に係る手続
- 異議申出があった場合の手続 異議申出→市町村の決定→審査申立て→都道府県知事の裁決

## 6. 農業の新しい取り組みを支援します。

### アグリビジネス支援事業費補助金（予算額 1,500 千円）

認定農業者等が行う自家農産物の付加価値を高めるための取り組みに対し補助する。  
（自家農産物の PR パンフレットの作成、展示会等への出展料、品種登録・商標登録の出願料、新品種の導入経費など。）

#### ■補助対象者

- ・ 認定農業者。
- ・ 3 戸以上の農家により構成される組合等。
- ・ その他上記と同様のものとして市長が認める者。

#### ■補助の内容

	対象経費	上限金額	補助率
ソフト事業	自家農産物の PR や直接販売(インターネット販売を含む)を行うために開設するホームページ・パンフレット類の作成経費(補助は初回のみ)。	200 千円	1/2 以内
	自家農産物を PR するための見本市等販促イベントへの出展料、原材料費(但し、試食用等無料配布分で他に補助金等を受けていないもの)。		
	自家農産物やその加工品の商標登録にかかる出願料、自家農産物の品種登録にかかる出願料等自家農産物の付加価値を高める資格等の認証料(認証については登録・更新を含め 1 回限り)。		
	新たに導入する品種の種苗費(農業センター、普及センター等指導機関による推奨品種であり、市内での作付け実績がないこと)。		
	法人設立経費(定款認証代・司法書士等代理手数料)。		
ハード事業	直売・加工等に係る小規模な施設・機械の整備(事業費 500 千円以上が対象となる経営体育成支援事業(国補)を活用できないものに限る。)	250 千円	1/2 以内

※事業費が 100 千円以上のものが補助の対象となります。



# 四日市市の有害鳥獣対策について

平成28年8月24日  
商工農水部農水振興課

## 1 獣害対策の考え方 ～3つの取り組み～

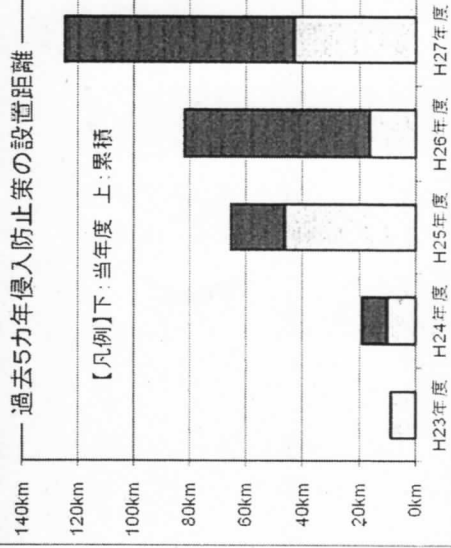
- 1 個体数の調整  
猟友会の協力(捕獲委託)により、サル・イノシシ・シカなどの有害鳥獣の捕獲を推進
- 2 侵入防止策の推進  
農地への侵入を防止する電気柵・金網フェンスなどの設置に係る経費を補助
- 3 地域ぐるみの取り組みの推進  
地域内への侵入を防止するための追い払い用資材の支給と研修会などの開催

## 2 捕獲実績と対策状況の推移

	サル	イノシシ	シカ
H23年度	11	5	0
H24年度	10	13	11
H25年度	36	56	20
H26年度	171	122	62
H27年度	93	263	47

内訳 ▲

	サル	イノシシ	シカ
小山田	64	94	6
八郷		12	
下野		13	
保々		1	2
県		3	
川島	1	1	
桜	25	5	3
四郷	1	17	
水沢		15	36
日永		10	
内都	2	92	
合計	93	263	47



## 3 平成28年度の施策 ～獣害対策の3つ取り組みを継続して被害防止を図る～

- 対策1 有害鳥獣を減らす  
サル・イノシシ・シカなどの有害鳥獣の捕獲を猟友会へ委託して、個体数を削減する。
- 対策2 有害鳥獣を農地へ寄せ付けない  
農地を侵入防止柵で囲ったり、地域ぐるみで有害鳥獣が近寄らない環境作りを推進する。  
● 侵入防止柵の設置に係る経費補助(1/2補助)  
● 動物駆逐用煙火(T-3)などの追い払い用資材の支給  
● サルの行動域調査の実施と情報提供
- 対策3 地域に身近な獣害対策の実施  
獣害対策を専門に従事する職員を2名採用し、迅速な対応に努める。  
● 被害状況の確認と相談の実施  
● 有害鳥獣出没時の見回りの実施  
● 侵入防止柵の設置指導 など

サルの行動域調査

3枚は  
3倍km



小山田地区まちづくり構想策定委員会  
勉強会 資料

～市街化調整区域の土地利用について～

1. マスタープランについて
2. 開発許可制度について
3. 地区計画制度について

平成 28 年 8 月 24 日

都市整備部

都市計画課